

本宮市保育所保育料のご案内

1. 令和3年度の保育料

- ① 下表の階層区分については、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及び、同一住所に祖父母等が居住しており、かつ、父母が祖父母等の税法上の扶養となっている場合、その対象者までを合算した市民税所得割額を基に算出いたします。（住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、配当控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の適用前の額となります。）
- ② 適用するクラス年齢については、令和3年4月2日現在での満年齢となります。年度の途中で誕生日が到来しても年齢区分の変更は行いません。
- ③ 保育料は、年度途中の9月に算定基礎となる市民税所得割額の課税年度切り替えを行いますので、保育料が変更となる場合があります。
- ④ 保育料一覧表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)	副食費代 (月額)	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	円 0	市町村民税所得割課税 57,700円未満	
第2	市町村民税非課税世帯	0		
第3	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	0円	
第4		97,000円未満		
第5		169,000円未満		
第6		301,000円未満	市町村民税所得割課税 57,700円以上	
第7		301,000円以上		
				4,500円

- 保育料の上段は、土曜保育なしの金額、下段は、土曜保育ありの金額です。
- 国の幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児は副食費（月額4,500円）の保護者負担となります。
- 3歳児未満の住民税所得割非課税世帯は保育料が無料になります。（市独自減免）

2. 保育料の軽減について

- ① 同一世帯で、兄弟姉妹が同時に保育所、幼稚園又は認定子ども園に入所（入園）している場合は、次のとおり保育料が軽減されます。

保育所等入所児童で	軽減内容（延長保育料を除く）
ア. 年長者	軽減なし
イ. アの次の年長者	半額（アの年長者が0～2歳児の場合、市独自減免により無料）
ウ. 上記以外の児童	無料

- ② 市独自減免として、上記表のアの年長者が0～2歳児である場合、一律5,000円の軽減が受けられます。なお、国基準による減免ではございませんので、変更となる場合があります。

3. 保育料（副食費）の納付について

- 保育料の納付については**原則口座振替**となりますので、金融機関窓口において「本宮市税等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入のうえお申込みください。
なお、口座振替は通常お申しいただいた翌月の納期分からの振替となります。

《取扱金融機関》

- 東邦銀行 大東銀行 福島銀行 二本松信用金庫
- ふくしま未来農業協同組合 福島県商工信用組合 ゆうちょ銀行の各支店窓口

※私立認可保育所の副食費は、各施設による徴収となります。

4. 延長保育について

- 延長保育（18:00～19:00）の保育料は、**児童一人あたり月額2,500円**です。延長保育料は、通常の保育料に合算となります。延長保育利用のお申し込みは、利用開始月の前月中に各保育所にお申し出ください。（私立認可保育所は別料金となりますので、直接お問合せ願います。）